

緑化ボランティア活動補助事業審査基準

1 審査項目

(1) 運営費助成に係る審査項目

審査項目	チェックポイント
活動の合目的性	<ul style="list-style-type: none">・活動内容が、緑化ボランティア活動助成事業の主旨に合致するプログラムとなっているか。・活動計画に、緑の募金協力団体としての普及啓発活動が含まれているか。
活動の公開性	<ul style="list-style-type: none">・参加の機会が一般に開かれているか。・事業の広がり、他団体との連携等が図られているか。
活動の公平性	<ul style="list-style-type: none">・特定の個人・団体の利益になっていないか。
活動の発展性	<ul style="list-style-type: none">・事業の質を確保するための方策を講じているか。・他の団体や社会全体への波及効果が期待できるか。
助成の必要性	<ul style="list-style-type: none">・収益事業等で得られた利益で運営することは不可能か。・この助成を受けることが、現在又は将来の活動の安定に結びつくか。
助成額の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・遊休財産額が、当該年度に行った事業と同一の内容及び規模の事業を翌年度において引き続き行うために必要な額を超えてはいないか。

(2) 森林整備費等助成

審査項目	チェックポイント								
活動の合目的性	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容が、緑化ボランティア活動助成事業の主旨に合致するプログラムとなっているか。 ・「緑化ボランティア活動補助事業実施要項」第2(4)に定める団体要件を満たしているか。 								
活動の公開性	<ul style="list-style-type: none"> ・参加の機会が一般に開かれているか。 								
活動の公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人・団体の利益になっていないか。 ・「緑化ボランティア活動補助事業実施要項」第3(2)に定める団体活動費は、事業に直接必要な資材費、機械経費及び傷害保険料の合計額を超えない範囲とする。 								
活動の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の質を確保するための方策を講じているか。 ・対外的な波及効果が見込めるか。 								
助成の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業へ取り組む姿勢に熱意が感じられるか。 ・これまでの活動実績への評価。 								
助成額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に対し、助成申請額は適切か(費用対効果の観点から)。 ・作業種ごとの助成対象経費の上限価格は次のとおり <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">笹や立木の伐開、伐採を伴う作業</td> <td style="text-align: right;">160,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td>下草刈</td> <td style="text-align: right;">80,000 円/ha</td> </tr> </table> ・機材を個人から借り上げる場合の上限価格は次のとおり <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">チェーンソー</td> <td style="text-align: right;">1,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>刈払機</td> <td style="text-align: right;">300 円/日</td> </tr> </table> 	笹や立木の伐開、伐採を伴う作業	160,000 円/ha	下草刈	80,000 円/ha	チェーンソー	1,000 円/日	刈払機	300 円/日
笹や立木の伐開、伐採を伴う作業	160,000 円/ha								
下草刈	80,000 円/ha								
チェーンソー	1,000 円/日								
刈払機	300 円/日								

2 審査の評定

(1) 審査の評定は、各審査項目ごとに「評価できる」「普通」「評価できない」の3区分とし、審査委員の合議により全体評価で交付の適否を決定する。

(2) 総合評価に関わらず、「助成の合目的性」または「助成の必要性」の評価が低い団体については不交付とする。

(3) 「助成額の妥当性」において減額交付が妥当と判断された場合、審査済金額が予算額を上回った場合においては、減額交付する。この場合の配分方法については、審査会で協議する。

3 審査結果の公表

- (1) 各申請団体の評価については内部資料とし、公表しない。
- (2) 各申請団体へは、交付決定通知もしくは不交付決定通知により交付の可否を通知する。その際、不交付決定通知には不交付の理由を、減額して交付した場合には減額理由を審査委員会の総意として明記する。
- (3) 交付決定団体の団体名及び交付決定額を、本委員会のホームページで公開する。